

令和5年度(2023) 学校法人山村学園 山村学園短期大学 ガバナンス・コード点検結果

第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力

(1) 学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する山村学園短期大学の教育目的を明示する。

＜確認項目＞	点検結果
1) 建学の精神を明示し、内外に周知している。	HPに掲載している。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/spirit_founding#b-667965 また、教育棟入口正面、各教室に建学の精神を掲示し、周知に努めている。
2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	学則第1条に規定している。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/34446-1c7d204f457a6865e98f67c2f6e0ca7e HPに掲載している。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/spirit_founding#b-667966

(2) 学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。

＜確認項目＞	点検結果
1) 学長等を理事として選任している。	寄附行為第6条に規定している。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2) 学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	学則に教授会について規定している。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/34446-1c7d204f457a6865e98f67c2f6e0ca7e その他、教授会規程、各委員会規程がある。 組織図等については、以下のリンクを参照。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/university_organization1

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

(1) 学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中長期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

＜確認項目＞	点検結果
1) 原則として5年以上の中長期的な計画を策定している。	策定している。 寄附行為第31条参照。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2) 中长期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	現在、評議員会、理事会で中期的計画の策定及び年度ごとのチェックを行っている。寄附行為第31条参照。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8

3)中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	中期的な計画の策定及び進捗状況確認については、評議員会、理事会で行っている。評議員には各校の職員が委嘱され、会議に参加している。また、中期的計画は、年度ごとの事業計画、事業報告に基づいて策定されているが、これらは各校の教職員が参加して策定されており、幅広く意見を集約している。
4)中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	盛り込んでいる。
5)中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を掲載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	令和3年度策定の中期的な計画において、各校の事業報告書を踏まえ、主な事業の目的・計画及び進捗状況を掲載した。また、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載した。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

(1) 学校法人は、法令遵守のための体制を整える。

＜確認項目＞	点検結果
1)すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。	学則、教授会規程、各委員会規程など、教学に関する活動は規程で定められている。それにともない、教授会、各委員会その他の組織が整えられている。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/university_organization1
2)教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	H Pに掲載し、周知している。以下のリンクを参照。 寄附行為 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/34446-1c7d204f457a6865e98f67c2f6e0ca7e 学則 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/34446-1c7d204f457a6865e98f67c2f6e0ca7e
3)違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	公益通報等に関する規程を設け、コンプライアンス窓口を法人本部に設置することや通報の方法等について明示している。
4)健全な山村学園短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	「ハラスメント防止対策委員会」規程及び「ハラスメント防止規程」は整備されている。

4. 地域貢献

(1) 山村学園短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

＜確認項目＞	点検結果
1)地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。	小・中・高との連携を視野に平成28年に「鳩山町 元気学びのプロジェクト」について鳩山町と協定書を締結し、さらに同年8月には鳩山町と教育分野にとどまらず福祉・ボランティア、人材育成、防災にまで及ぶ「包括連携協力に関する協定書」を締結した。また、「特定非営利活動法人里山保全活動プロジェクトはとやま」と里山保全活動に関する協定書を締結し、平成30年度には東松山市との連携協力に関する包括協定を締結した。 T J U P（埼玉県東上地域大学教育プラットフォーム）に参加している。 https://www.tjup.taibokudo.jp/

	<p>東京電機大学理工学部との単位互換に関する協定を結んでいる。 同窓会を組織している。</p> <p>http://www.yamamura-tandai.ac.jp/graduate/social_gathering 深緑きずなの会（卒業生のための研修会）を組織している。</p> <p>http://www.yamamura-tandai.ac.jp/graduate/kizuna 卒業生に対する再就職支援を行っている。</p> <p>http://www.yamamura-tandai.ac.jp/graduate/career</p>
2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	<p>毎年、地域社会に向け、公開講座を実施している。</p> <p>http://www.yamamura-tandai.ac.jp/koukai</p> <p>また、その他、「子育て支援プログラム」（履修証明プログラム）、「実践的孫育プログラム」、「潜在保育士の就職準備プログラム」を開講している。</p> <p>http://www.yamamura-tandai.ac.jp/course_certification_program01 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/course_certification_program02</p>
3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。	<p>職員に関しては、市町村の各種委員会委員（幼児教育振興審議会、情報公開委員会など）を委嘱され会議に参加している。また、学生については、地域からの要請にこたえ、ボランティアサークルが中心となり、ボランティアに参加している。さらに、T J U Pの共同公開講座、交流イベントなどを企画、実施している。</p>

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

1. 理事会機能の充実

(1) 理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

<確認項目>	点検結果
1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	寄附行為第15条に規定している。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2) 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明 ^(注) を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。 (注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。	理事会の開催に際しては、事前に議題を説明し、欠席する理事については賛否を問う「意志表示書」を提出してもらっている。
3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	業務執行者である、学園内3校の長が理事になっている。また、業務執行について適切な報告がなされるよう、事務局長その他を理事会に出席させることがある。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/university_organization1
4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	校長、学長などの管理職のほか、企業出身の外部理事2名が、高所大所から意見を出し、協議する体制がとれている。
5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。	外部理事には、一般企業出身者が複数おり、学校職員以外の見地から経営に

	関する意見を出している。
6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	理事に対しては、理事会の折、3校の活動の様子を映像で確認してもらうなどしており、互いの学校の様子や学生・生徒の様子が理解できるようにしている。 研修については、他団体主催の研修の情報提供を行うことはあるが、実際に赴くことは難しい。

(2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

＜確認項目＞	点検結果
1)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	寄附行為第11条に規定されている。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2)理事長の代理権限順位を明確に定めている。	寄附行為第13条に規定されている。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
3)理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	理事会での協議を中心に、法令及び寄附行為を遵守し、忠実に職務に取り組んでいる。
4)理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	理解している。 寄附行為第45条 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
5)理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	理事は、理事の職を理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行なっている。 寄附行為第15条 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8

(3) 理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞	点検結果
1)寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。	理事の選任については、寄附行為第6条に基づき行ない、欠員が出た場合は速やかに補充している。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の設置する私立学校の校長 ②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	理事の選任については、寄附行為第6条に基づき、適切に行われている。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
3)理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	兼務していない。
4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	他の学校法人の理事、監事を4以上兼任していない。
5)理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	含まれていない。
6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	寄附行為第10条に定めている。 http://d11.d1.cubo-plus.com/d1/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8

7)外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めている。	外部理事を複数選任するよう努めている。現在外部理事は2名いる。
--	---------------------------------

2. 監事機能の充実

(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

＜確認項目＞	点検結果
1)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	毎会計年度ごとに監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。 寄附行為第14条 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこと理解している。	理解している。 寄附行為第45条 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	理解している。 寄附行為第14条 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	監事2名は、基本的に理事会に参加することにしている。
5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	監事に対しては、理事会の折、3校の活動の様子を映像で確認してもらうなどしており、互いの学校の様子や学生・生徒の様子が理解できるようにしている。 研修については、他団体主催の研修の情報提供を行うことはあるが、実際に赴くことは難しい。

(2) 監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞	点検結果
1)監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。	幹事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。 寄附行為第7条 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2)監事を2人以上置いている。	監事は2名を置いている。 寄附行為第5条 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	兼務していない。
4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	含まれていない。
5)監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。	兼務していない。

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

＜確認項目＞	点検結果
1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	寄附行為第 20 条に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8 なお、収益を目的する事業に関する重要事項は本学園では行っていない。

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

＜確認項目＞	点検結果
1) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる事が寄附行為に明記され、周知されている。	寄附行為第 21 条に規定されている。 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	評議員に対しては、評議員会の折、3 校の活動の様子を映像で確認してもらうなどしており、互いの学校の様子や学生・生徒の様子が理解できるようにしている。 研修については、行なっていない。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

＜確認項目＞	点検結果
1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 歳以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	寄附行為第 22 条に基づき、教職員、卒業生、理事、学識経験者を適切に選任している。 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8
2) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	寄附行為第 22 条に基づき、理事、教職員、卒業生、学識経験者などバランスよく配置し、多面的に意見を聴取できるよう努めている。 また、寄附行為第 22 条には、学識経験者のうちから、3 名を評議員に選任するよう規定されている。
3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の 2 倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	寄附行為第 18 条に基づき、理事の定数である 7 の 2 倍を超える 15 名を評議員として選任している。欠員は速やかに補充している。 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8

第3章 教学ガバナンスの充実

1. 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) 山村学園短期大学は、建学の精神に基づき教育目的を掲げている。ステークホルダーに対しては、育成する具体的な人材像を明確にするために、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

＜確認項目＞	点検結果
1) 学習成果を明示し、内外に周知している。	H Pに掲載している。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/valuation_graduation
2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。	H Pに掲載している。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/matters_students

(2) 山村学園短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

＜確認項目＞	点検結果
1) 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	令和4年度に認証評価を受け適格認定をうけた。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/infomation
2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	自己点検・評価は毎年度行っている。
3) 学校法人の中期的な計画のうち、山村学園短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	山村学園短期大学に係る中期的な計画には、認証評価機関の評価結果をふまえた内容が記載されている。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。学長は、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立大学・短期大学の向上・充実に寄与するものである。

＜確認項目＞	点検結果
1) 学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	「山村学園短期大学学長選考規程」に基づき、的確な人材が選任されている。 自己点検・評価報告書 基準IV-B 学長のリーダーシップの項参照。
2) 学長は、建学の精神及び教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	学長は、建学の精神および教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。 自己点検・評価報告書 基準IV-B 学長のリーダーシップの項参照

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。山村学園短期大学の向上・充実のために、学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

＜確認項目＞	点検結果
1) 学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	短期大学設置基準に示されている専任教員の人数を満たしている。
2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了	「山村学園短期大学教授会規程」第5条により、学長に意見を述べている。

②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	
---	--

3. 教職員の資質向上

(1) 山村学園短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、教職員の資質向上に努める。

＜確認項目＞	点検結果
1)教員に対するF D（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	「山村学園短期大学教務・F D委員会規程」、「山村学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づき、F D活動を行なっている。
2)事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するS D（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	「山村学園短期大学スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、S D活動を行なっている。
3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	教授会、学科会、委員会などの会議体に職員も参加し、円滑な連携が図れるよう体制を整備している。

第4章 情報の公開と公表

1. 情報公開と発信

(1) 学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにする。

＜確認項目＞	点検結果
1)学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準	①～⑤について以下のリンクでHPに掲載している。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/financial_situation ⑥については以下のリンクでHPに掲載している。 http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/university_organization_1 ⑦については以下のリンクでHPに掲載している。 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/29954-7b1793eb0500e31d365623b5db7e46f8 ⑧については以下のリンクでHPに掲載している。 http://dl1.dl.cubo-plus.com/dl/24514-14051910f893863a68bd06b5db73cc31
2)1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。	すべてHPで閲覧可能である。
3)学校法人は、法令に基づき、1)の内容を公表している。	すべてHPに公表している。
4)学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。	備え置いてある。
5)学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。	該当なし。

(2) 山村学園短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

<確認項目>	点検結果
<p>1) 下記の情報を公表している。</p> <p>①山村学園短期大学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他大学が徴収する費用 ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援</p>	<p>それぞれ以下のリンクでHPに記載している。</p> <p>① http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/spirit_founding#b-667966</p> <p>② http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/matters_students_1</p> <p>③ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/university_organization_2</p> <p>④ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/matters_students</p> <p>⑤ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/matters_curriculum</p> <p>⑥ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/valuation_graduation</p> <p>⑦ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/environment_and_facilities</p> <p>⑧ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/student_payments</p> <p>⑨ http://www.yamamura-tandai.ac.jp/copy-306/student_support</p>